

# コーポレート・ガバナンス報告書

2024年5月20日

株式会社サトウ産業

代表取締役 佐藤明郎

問合せ先：025-520-2288

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組み、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。

このため、経営の透明性を確保するための経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤明郎	375,900	99.97
カメイ株式会社	100	0.03

支配株主名	佐藤明郎
-------	------

親会社名	無
------	---

### 3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	2名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、OAG 監査法人との間では金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また内部監査担当者との間で監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
葭原彰	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葭原彰	—	—	葭原彰氏は税理士としての経歴から、幅広い知見により有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。
-------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

ストックオプションの付与対象者	現在はおりません。
-----------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

2024年2月期に於ける当社の取締役報酬は以下のとおりであります。 取締役を支払った年間報酬総額 75,000千円
--------------------------------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等の額の決定につきましては、2022年5月18日開催の定時株主総会でその総額を決議しております。取締役の報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。
----------------------------------------------------------------------------------------

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートについては、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配布にあたっては、十分に検討する時間的余裕が確保できるように早期の配布に努めております。また必要に応じて事前に説明会等を行っております。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令または定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

#### (2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されています。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。社外監査役の葭原彰と当社には人的、資金的関係その他特別の利害関係はありません。

#### (3) 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役の指示により内部監査室が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

#### (4) 会計監査

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年2月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### (5) 経営戦略会議

内部コミュニケーション規程に定められた会議体です。毎月取締役会開催日の翌週に開催しております。出席者は、社長以下、取締役、部長、課長です。小規模組織であることの優位性を最大限活用し、毎月各部署からの現況報告を受け、全社的な課題を共有し、迅速に対処、解決を図ることを目的としています。

#### (6) 安全・衛生委員会

安全・衛生・防火管理規程及び、内部コミュニケーション規程に定められた委員会です。毎月1回開催しております。委員会メンバーは、委員長が生産管理部(各工場より選出)より指名します。安全・衛生に関する法規を尊重し、会社と従業員が労働災害、健康障害の防止となるべき対策に関することを協議・審議し、快適な職場環境を維持することを目的として設置されております。

#### (7) 品質管理委員会

内部コミュニケーション規程に定められた委員会です。毎月1回開催しております。委員会メンバー

は、委員長が品質管理部、設計・積算部、生産管理部(各工場より選出)、より指名します。毎月提出される「不適合報告書」を元に技術的、技能的見地から改善策を練り、当社が製作する製品に求められる適正な品質確保の維持、増進するために必要な措置を講じております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

## Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が適切な権利行使ができるよう、WEBサイト上への公開を行うほか、株主総会招集通知の早期発送にも取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期末が2月20日のため、一般的な総会集中日を回避した総会日程となっております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社WEBサイト上にIRページを設置し、TDnetに掲載された開示情報、決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載いたします。
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にて対応致します。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	該当事項はありません。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境保全団体等に登録はしていませんが、日常業務の中で、省エネルギーに対する社員への意識向上を図っております。 安全、衛生及び、防火管理活動の充実を図り、災害の未然防止と健康・衛生の確保を行いながら円滑に職務の遂行ができることを目的として、「安全・衛生・防火管理規程」を定めて活動しております。
ステークホルダー	金融商品取引法、東京証券取引所の規則に沿った情報提供を行い、ステークホル

に対する情報提供に係る方針等の策定	ダーの皆様が正確な情報をいち早く入手できるよう、タイムリーな情報提供に努めます。
-------------------	------------------------------------------

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
 当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

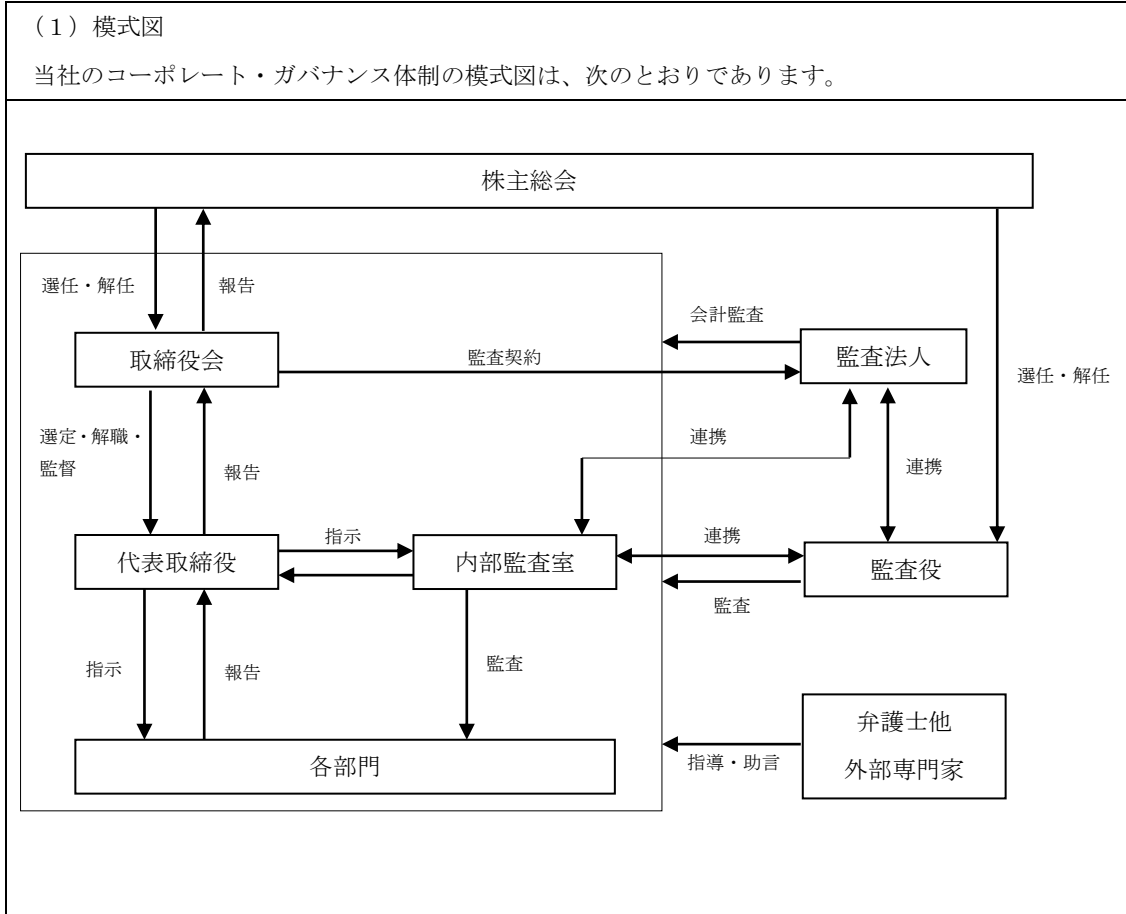
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
 反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

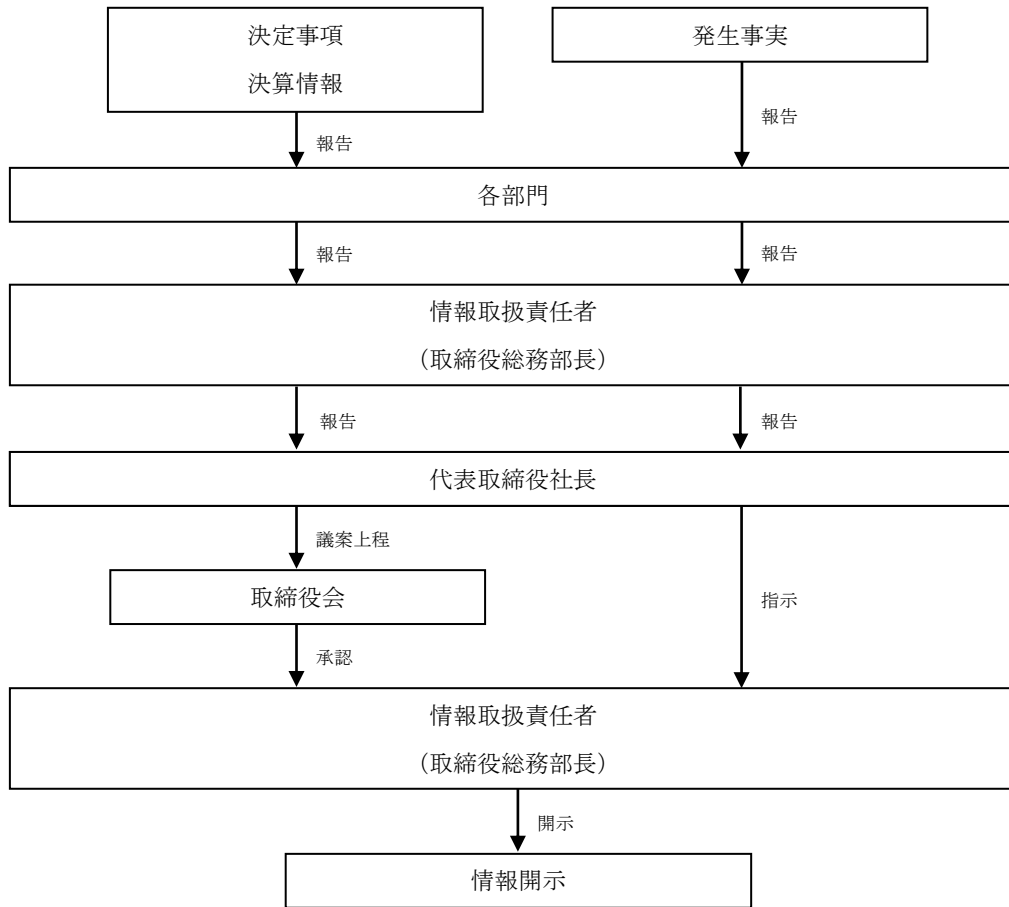
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項





【適時開示体制の概要（模式図）】



以上